

# 残された論点について

1. 接種の「努力義務」及び「勧奨」について
2. 医療機関やワクチンメーカー等に対する協力要請等について

# 1 接種の「努力義務」及び「勧奨」について

(接種類型との関係について)

	接種の目的	努力義務	勧奨	救済制度
現行 臨時接種	感染力が強く、病原性が極めて強い疾病のまん延を予防  → 死亡者・重症者の大規模な発生による社会経済機能の停滞防止上の緊急性が高い。 (痘そう、H5N1インフルエンザを想定)	○  接種対象者に接種を受けるよう努める責務を課す。	○  接種を受けるように勧める。	努力義務 + 勧奨の 公的関与を反映した 水準
一類 定期接種	病原性の強さなどから、集団として発生及びまん延を予防。 (麻しん、ポリオ等)	( 強制としての性質はない。 )	( 努力義務の責務が果たされるよう行う。 )	
二類 定期接種	<u>個人の発病又はその重症化を防止し、併せてまん延予防に資する。</u> (季節性インフルエンザ)	×  接種対象者に接種を受けるよう努める責務を課さない。	×  周知のみ行う。  ( 接種を勧めるものではない。 )	努力義務・ 勧奨なし を反映した 水準
新たな 臨時接種	感染力は強いが現行臨時接種ほど病原性が強くない疾病のまん延を予防。  → <u>個人の死亡・重症化を防止し、適正な医療提供体制の確保を図ることが必要。</u> (新型インフルエンザ(A/H1N1))	×  接種対象者に接種を受けるよう努める責務を課さない。	○  接種を受けるように勧める。  ( 努力義務は課さないが接種目的を達成するために行う。 )	勧奨のみ を反映した 水準

強



公的関与の度合い



弱

→ 新たな臨時接種について勧奨することとした場合、現行の臨時接種・一類疾病の定期接種についても、行政が勧奨していることを明確に位置付けることが適当。

## 課題


パンデミック時にワクチンを円滑に市場に供給・流通させ、また、予防接種の適正な実施を確保するために、

- ① 国・都道府県が、ワクチンメーカー、ワクチン販売業者及び卸売販売業者に協力を要請する仕組み、
  - ② 都道府県・市町村が医療機関に対し必要な調査、報告徴収等を行えるようにする仕組み、
- が必要ではないか。

## 第4回でのご意見

- ワクチンメーカー等の協力要請など今回の法律に書き込む必要はあるのか。
- 今回の新型インフルエンザの対応を見ると、医療機関の報告徴収等がなくても自発的な対応で支障はなかったのではないか。
- ワクチンメーカーの協力要請や医療機関の報告徴収の規定があれば実施主体も動きやすい。

## 対応案



ワクチン供給の円滑化、医療機関での予防接種の適正な実施における国、地方自治体、製薬企業、販売業者、医療機関等の役割や責任分担のあり方については、今後の抜本改正の中で、あらためて検討を行う。